

## 『 販売業者が勝手に送ってきた商品の処分権 』

### 【Q】

先般、新聞のチラシ広告の中に、ちょっと興味のある商品（健康機器）があったので、電話でパンフレットの送付を頼みました。ところが、2、3日経って、いきなり商品が届きました。案内書によると、購入する場合は10日以内に代金を振り込み、不要ならば着払いで10日以内に返送してください、もし期間内に返送されないときは購入を承諾されたものとみなします、とのことです。

迷っているうちに10日間経ちました。どうすればよいでしょうか。

### 【A】

どうもしなくて構いません。あと4日間何もせずに待ち、その間に販売業者が商品を引き取りに来ないときは、商品はあなたの物になり、代金を支払う必要もありません。

販売業者が商品を一方的に送ってくる行為は、売買契約の申込みに当たります。あなたがこれを承諾するかどうかは自由であり、承諾しない以上、売買契約は成立しないので、代金の支払い義務はありません。

そこで、承諾したかどうかは本件のポイントになります。承諾の意思表示は、「購入します」と言わなくても、代金を送ったり、あるいは商品を使用すれば、その意思表示があったものとみなされ、契約は成立します（民法526条2項）。

問題は、一方的に商品を送り付け、「何日以内に商品を返送しないときは承諾したものとみなす」とすることができるかどうかです。

このような効力を認めると、商品を購入したくない者は、期間内に商品を返送しなければならなくなります。たとえ運賃のいらない「着払い」でもこれは負担であって、一方的に商品を送りつけられた者にこのような負担を課すことはできません。

したがって、返送義務がない以上、返送しなくても不利益を受けることがないので、承諾の意思表示とみなされることもありません。

このように、売買契約は成立せず、代金の支払い義務はないのですが、かといって、あなたが商品の所有者になるわけでもありません。あくまで他人の物であって、勝手に処分することはできません。この場合、慎重に保管するのではなく、自分の物を保管するのと同じ程度の注意を払って保管すればよいと解されています。

では、販売業者が引き取りに来ないときは、いつまで保管しなければならないのでしょうか。時効が成立するまでというのでは、余りにも迷惑な話です。

そこで、「特定商取引に関する法律」第59条第1項は、商品が届いた日から14日、または送り付けられた者が、その商品の引取りを要求した日から7日を経過するまでに、販売業者が引き取りに来ない場合には、もはや商品の返還を請求できないこととして、消費者の保護を図っています。

商品の返還を請求できないということは、送りつけられた側に所有権が移転するものと解されるので、あなたは商品を自由に使用・処分してよいことになります。

ただし、前記したように、この期間が経過する前に商品を使用したときは、申込みに対する承諾の意思表示があったものとみなされることがあるので、注意が必要です。

## 売れる！！…サービス

### ■ 具体的にする事

1) 自己顕示欲は捨てること。権威があること。

2) スキ間に配慮。(親切がスキ間の入り口になる。)

3) 動作が軽快でスマートとであること。

4) 時間を厳守すること。

5) 念には念を入れること。

6) 技能より技術を身につけること。(技能を磨くことではない)

7) 案内の良いこと。

8) 受付のしっかりしていること。

9) 依頼手続きが簡単なこと。

10) 突っぱらないでリラックスして仕事すること。

11) 何事も明るくふるまうこと。

12) 人間に対して心からの信頼感をもつこと。